

丹波篠山市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

丹波篠山市の世帯数は15,605世帯（令和2年度国勢調査）で前回調査時と比較して微増となっているが、総人口では39,611人であり前回調査から1,879人減少している。

就職人口は20,007人で、産業分類別就職人口の割合は、第1次産業11.3%、第2次産業27.4%、第3次産業61.3%を示しており、第1次産業、第2次産業はともに兵庫県の平均を上回っている状況である。

全産業において、売上高の約32%、付加価値額の約29%を製造業が占め（リーサス産業構造マップ）、重要な基盤の一部となっている。

また、日本六古窯の一つ「丹波焼」などの伝統産業や、観光資源を生かした飲食・宿泊業などの観光産業、丹波篠山黒大豆に代表される農業の分野も盛んで、農業や観光資源との連携による活性化を図っている。

しかし、製造業やその他の分野においても、超売り手市場による人員不足、設備の老朽化による生産性の向上に向けた課題、技術の伝承を軽減するための設備投資への課題等により、経営安定化に向けた支援が求められている。

(2) 目標

超売り手市場による人手不足等の課題の解消に向け、中小企業が所有している老朽化が進んだ設備を生産性の高い設備へ転換する機会を創出する。製造業のみならずさまざまな業種の経営安定化を図り、今後も活力あるまちとして発展することを目指す。

本市での年間の認定企業数の目標は8社とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上とすることを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内全ての中小企業者の人材不足への対策を目的として実施するため、対象業種や事業を限定せず、幅広く先端設備の種類を対象とする。中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内全ての中小企業者の産業の活性化に寄与するため、対象地域は限定しない。

(2) 対象業種・事業

幅広く産業の活性化に寄与するため、対象業種・事業のいずれにおいても限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月28日から令和7年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者は、市税に滞納がないことを条件とする。
- ④ 先端設備等導入計画の認定を受けようとする中小企業者が、関係法令を遵守し適正な事業運営をしていることを条件とする。